

金融商品取引法と電気事業法の違い

市場操作に着目した比較

松久保 肇(原子力資料情報室)



金融商品取引法

- SMBC日興証券の相場操縦事件(2021年4月まで)
法人に罰金7億円と追徴金約44億7千万円
エクイティ本部の元副本部長:懲役1年6カ月執行猶予3年

電気事業法

- JERA市場操作
業務改善勧告のみ



規制機関の違い

証券取引等監視委員会

- 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」)は、**金融庁**(内閣府の外局、2000年に金融監督庁(1998年設置)と大蔵省金融企画局を統合)に置かれた合議制の機関。金融商品取引法に基づく検査、調査等の市場監視活動を実施(8条委員会)。
- 委員長・委員(2名)は、**衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命**(1期3年)。独立してその職権を行使。
- **職員数は702名**(令和5年度定員。うち、証券監視委は389名、ほか財務局に地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員を配置)
- 規制対象事業者数

金融商品取引業者数:1940(重複あり)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/aboutsesc/pamphlet.pdf>

電力・ガス取引監視等委員会

- 電力・ガス取引監視等委員会(以下「電取委」)は、電力・ガスの自由化に当たって、市場の監視機能等を強化し、健全な競争を確保するために設立された、経済産業大臣直属の合議制の機関(8条委員会)。
- 委員長・委員(5名)は**経済産業大臣によって任命(国会の同意人事なし)**
- **職員数は約140名(本省約80名、地方局約60名)**
- 規制対象事業者数

電気事業者数:2077(小売:748、発電:1179、特定卸供給:94、一般送配電:10、特定送配電:43、送電:3、重複あり)

ガス事業者:1579(小売:1332、製造:27、一般ガス導管:190、特定ガス導管:30、重複あり)

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/495_03_00.pdf

証券取引等監視委と比較して、国会同意人事がなく、規制対象事業者が多いが、職員数も少ない



法の罰則規定の違い

- 金融商品取引法

不公正取引(相場操縦的行為及び風説の流布等)を行った者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金(又は懲役と罰金の両方)【197条1項5号】、財産上の利益を得る目的で、不公正取引行為により相場を変動又は固定させたりして、その相場により取引を行った者は、10年以下の懲役及び3,000万円以下の罰金【197条2項】。また、不公正取引行為によって得た財産は没収【198条の2】。

法人にあたっては、犯罪を行った法人関係者個人だけでなく、法人そのものにも罰則がかけられる場合、その法人に対して7億円以下の罰金【207条1項1号】。また、損害賠償責任を課す規定あり【160条】。

金融庁と証券取引等監視委員会の関係:インサイダー取引、相場操縦、偽計(架空増資等)等の不公正取引の有無について、証券監視委が立入検査や質問調査を行い、違反行為が認められた場合は、金融庁に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

- 電気事業法

不公正取引(相場操縦的行為及び風説の流布等)による罰則規定なし

経産省と電力・ガス取引監視等委員会の関係

○意見回答(規制料金の審査を含む): 経済産業大臣は、電気事業法等に基づく処分(登録、命令、認可等)をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

○事業者への業務改善勧告、大臣への勧告: 委員会は、監査、報告徴収、立入検査の結果、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

同じ8条委員会で、両委員会は勧告を行う。ただし相場操縦に関しては、金融商品取引法では罰則規定があるが、電気事業法では存在しない。代わりに「適正な電力取引についての指針」で相場操縦などを規定し、これに基づき、業務改善命令・勧告を行っている。電力市場での相場操縦のもつ国民生活への影響に比してきわめて軽い扱いとなっている。

取引所の違い

日本取引所

- 職員数:1236名(自主規制法人191名)
- 罰則

例えば、取引参加者規程(東京証券取引所)第34条には、罰則として、戒告、取引資格の停止・取消し、**虚偽報告や検査忌避などで過怠金(1億円以下)**、取引所の信用失墜行為に対して**取引資格の停止・取消し、過怠金(5億円以下)**などが規定

<https://www.jpx.co.jp/corporate/about-jpx/profile/index.html>、https://jpx-gr.info/rule/tosho_regu_201305070004001.html

日本卸電力取引所

- 職員数:11名(市場監視業務担当職員は常時1名以上配置)
- 罰則

業務規程には、罰則として、勧告、取引の制限もしくは停止、除名が規定。また**取引所が処分の対象事由により損害を受けた場合、損害額相当の過怠金(1件上限1億円)**を科することができる

日本取引所と比べて職員数が顕著に少ない。罰則規定も簡易。また大手事業者が相場操縦等を行った場合に取引停止等が実際に行えるかは疑問(たとえばJERAは売り注文の2割を供給しており、取引停止にした場合、それだけの売り注文が市場から消えることになる)

https://www.jepx.jp/company/regulations/pdf/operational_rules.pdf?timestamp=1736130239394



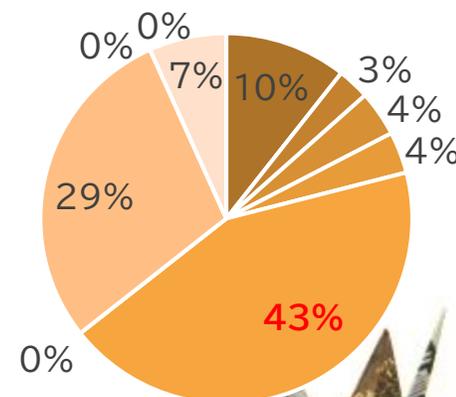
11月17日(水)受渡分 各社提出データ

【スポット市場価格】
・システムプライス最高値: 65.00円/kWh(7時~7時半)

(単位: GWh)	北海道電力	東北電力	東京電力 エナジー パートナー	中部電力 ミライズ	JERA	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力
①売り入札量(※1) = a-b-c	32.3	8.5	12.1	11.0	132.0	0.0	87.9	0.0	0.0	20.5
売り入札総量 a	40.9	21.8	62.6	44.3	132.0	27.7	89.2	0.9	15.1	85.2
GB高値買い入札量 b	3.9	8.0	13.0	32.2	0.0	14.4	0.0	0.0	7.2	50.1
間接オークション等売り入札量(※2) c	4.7	5.2	37.4	1.0	0.0	13.3	1.3	0.9	7.9	14.6
②実質買い約定量(GB及び間接オ以外の買い) = a-b-c	0.1	5.3	1.2	29.9	1.7	11.8	2.3	21.8	16.5	0.0
買い約定量 a	5.1	25.8	53.1	67.2	1.7	27.9	65.2	49.4	42.6	58.9
GB買い約定量 b	4.1	13.1	14.5	36.2	0.0	14.4	36.0	0.0	7.2	50.1
間接オークション買い約定量 c	0.9	7.4	37.4	1.1	0.0	1.7	26.9	27.5	18.9	8.7
③供給力(設備容量から出力停止等を控除もの)	119.5	215.8	630.0	349.6	833.8	91.1	399.3	198.3	85.1	269.9
出力停止等	79.2	226.8	64.4	0.0	728.1	86.4	244.0	101.0	29.1	189.7
④自社小売需要等 = a+b+c	74.1	202.5	551.5	313.9	663.9	102.6	291.8	158.3	77.0	215.4
需要見込み(自社小売分) a	63.9	197.9	482.6	307.3	0.0	87.5	261.8	138.3	66.2	194.4
需要見込み(他社卸分) b	9.1	3.7	58.3	6.5	663.9	14.7	30.0	16.6	8.7	17.4
需要(揚水動力等) c	1.2	0.9	10.6	0.0	0.0	0.4	0.0	3.4	2.1	3.7
⑤出力制約	13.1	6.7	63.4	21.7	37.9	0.2	16.9	39.2	23.6	34.8
⑥予備力	0.0	-1.9	3.0	3.1	0.0	0.0	2.6	1.4	0.7	2.0
⑦入札可能量(供給力-自社小売需要等-出力制約-予備率) =③-④-⑤-⑥	32.3	8.5	12.1	11.0	132.0	-11.7	87.9	-0.5	-16.2	17.7
⑧入札可能量と売り入札量の差 = ⑦-①	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-11.7	0.0	-0.5	-16.2	-2.7
需要見込み(自社小売分 スポット時点) A	63.86	197.89	482.58	307.32	-(対象外)	87.53	261.77	138.33	66.2	194.35
需要見込み(自社小売分 前日17時時点) B	63.86	197.09	482.88	303.36	-(対象外)	87.42	262.61	140.35	66.3	197.55
需要見込み(自社小売分 GC時点) C	63.62	196.91	480.02	304.35	-(対象外)	87.36	262.61	138.34	66.2	197.85
需要実績(自社小売分 速報値) D	64.46	196.55	484.60	301.83	-(対象外)	87.78	260.03	138.90	65.0	195.91
乖離率(%) スポット時点見込み⇔実績(速報値) =(A-D)/D	-0.9%	0.7%	-0.4%	1.8%	-(対象外)	-0.3%	0.7%	-0.4%	1.9%	-0.8%
乖離率(%) GC時点見込み⇔実績(速報値) =(C-D)/D	-1.3%	0.2%	-0.9%	0.8%	-(対象外)	-0.5%	1.0%	-0.4%	1.8%	1.0%

売り入札量

- 北海道
- 東北電力
- 東京電力
- 中部電力
- JERA
- 北陸電力
- 関西電力
- 中国電力
- 四国電力
- 九州電力



※1 売り入札量: 既存契約等の特定の売り先が決まっているもの(クロス・ビディングの高値買い戻し分、間接オークションの売り入札分、先渡市場やBL市場の既約定分等)を控除したもの
 ※2 間接オークション等売り入札量: 間接オークション売り入札量に加え、BL市場、先渡市場での取引を行っている場合には、その約定分が含まれる。
 ※3 本表では、日次での諸元の合計値から入札可能量を計算。コマ単位での入札可能量が負の際に、売り入札量がゼロとなる場合もあるため、日次での売り入札量と入札可能量の合計値には差異が生じる。
 ※4 乖離率: 需要見込みおよび需要実績の日毎の合計値より算出
 (出典) 各社提出データより事務局作成

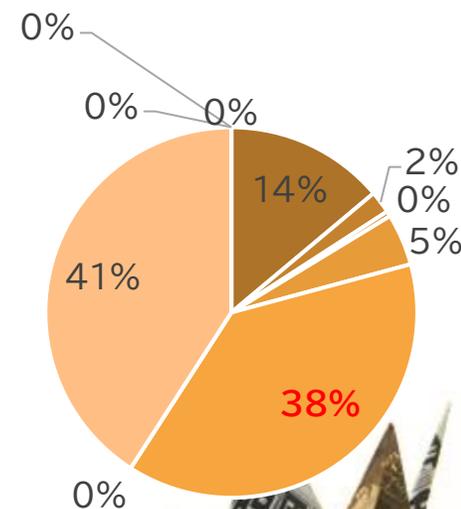
1月22日(月)受渡分 各社提出データ

【スポット市場価格】
・システムプライス最高値: 70.01円/kWh(10時~10時半)

(単位: GWh)	北海道電力	東北電力	東京電力 エナジー パートナー	中部電力 ミライズ	JERA	北陸電力	関西電力	中国電力	四国電力	九州電力
① 売り入札量 (※1) = a-b-c	27.0	3.8	0.9	8.8	74.6	0.0	79.6	0.0	0.0	0.0
売り入札総量 a	33.8	20.1	61.2	42.4	74.6	31.8	81.6	1.1	15.1	96.2
GB高値買い入札量 b	2.1	10.6	23.1	32.7	0.0	14.4	0.0	0.0	7.2	81.6
間接オークション等売り入札量 (※2) c	4.7	5.7	37.2	0.9	0.0	17.4	2.0	1.1	7.9	14.6
② 実質買い約定量 (GB及び間接オ以外の買い) = a-b-c	0.0	1.1	1.2	32.0	0.8	13.1	0.1	26.4	12.1	1.0
買い約定量 a	3.1	22.2	61.5	67.9	0.8	29.2	43.8	54.1	38.9	91.4
GB買い約定量 b	2.2	13.2	23.1	34.7	0.0	14.4	17.0	0.0	7.2	81.6
間接オークション買い約定量 c	0.9	7.8	37.2	1.1	0.0	1.7	26.8	27.7	19.6	8.8
③ 供給力 (設備容量から出力停止等を控除もの)	116.9	205.6	638.8	331.9	803.4	92.7	390.5	183.1	80.6	256.2
出力停止等	81.4	231.9	53.9	0.0	759.5	72.7	224.2	104.3	31.8	184.8
④ 自社小売需要等 = a+b+c	75.8	197.5	567.7	293.3	706.6	103.6	290.7	159.0	74.9	219.4
需要見込み(自社小売分) a	66.5	189.6	484.1	286.6	0.0	84.8	260.8	140.9	66.2	201.1
需要見込み(他社卸分) b	9.3	3.3	61.8	6.6	706.6	18.8	29.9	17.0	8.7	18.0
需要 (揚水動力等) c	0.0	4.6	21.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.4
⑤ 出力制約	14.1	3.0	67.1	26.9	22.2	2.1	17.6	27.1	20.4	34.8
⑥ 予備力	0.0	1.3	3.1	2.9	0.0	0.0	2.6	1.4	0.7	2.0
⑦ 入札可能量 (供給力-自社小売需要等-出力制約-予備率) = ③-④-⑤-⑥	27.0	3.8	0.9	8.8	74.6	-13.1	79.6	-4.3	-15.3	0.0
⑧ 入札可能量と売り入札量の差 = ⑦-①	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-13.1	0.0	-4.4	-15.3	0.0
需要見込み (自社小売分 スポット時点) A	66.47	189.60	484.15	286.65	-(対象外)	84.76	260.76	140.94	66.2	201.05
需要見込み (自社小売分 前日17時時点) B	66.47	189.68	494.74	288.67	-(対象外)	85.04	260.75	140.86	66.2	201.60
需要見込み (自社小売分 GC時点) C	66.44	191.22	489.69	290.44	-(対象外)	84.72	260.73	140.39	65.8	203.40
需要実績 (自社小売分 速報値) D	68.14	191.00	490.75	290.63	-(対象外)	83.85	260.22	139.35	65.5	201.12
乖離率(%) スポット時点見込み⇔実績(速報値) =(A-D)/D	-2.4%	-0.7%	-1.3%	-1.4%	-(対象外)	1.1%	0.2%	1.1%	1.1%	0.0%
乖離率(%) GC時点見込み⇔実績(速報値) =(C-D)/D	-2.5%	0.1%	-0.2%	-0.1%	-(対象外)	1.0%	0.2%	0.7%	0.5%	1.1%

売り入札量

- 北海道
- 東北電力
- 東京電力
- 中部電力
- JERA
- 北陸電力
- 関西電力
- 中国電力
- 四国電力
- 九州電力



※1 売り入札量: 既存契約等の特定の売り先が決まっているもの(グロス・ピーディングの高値買い戻し分、間接オークションの売り入札分、先渡市場やBL市場の既約定分等)を控除したもの
 ※2 間接オークション等売り入札量: 間接オークション売り入札量に加え、BL市場、先渡市場での取引を行っている場合には、その約定分が含まれる。
 ※3 本表では、日次での諸元の合計値から入札可能量を計算。コマ単位での入札可能量が負の際に、売り入札量がゼロとなる場合もあるため、日次での売り入札量と入札可能量の合計値には差異が生じうる。
 ※4 乖離率: 需要見込みおよび需要実績の日毎の合計値より算出
 (出典) 各社提出データより事務局作成



JERAの売り入札に占めるシェア

- 売り入札量に占める旧一電全体のシェアが55%
- JERAの当該日における旧一電売り入札量に占めるシェアはおよそ4割
- $0.55 * 0.4 = 0.22$
よって当該日のJERAの売り入札全体に占めるJERAのシェアは約2割と推定できる

疑問:

1. 巨大な売り入札を行っている事業者の入札行動を日本卸電力取引所・電力ガス取引等監視委員会はどう監視しているのか？
2. 日本卸電力取引所の職員数は11名(2024年3月末)。欧州の電力取引を行うEEXはほかの取引もおこなっているが、職員数800人以上。これで日本の電力取引所は十分な取引が可能なのか？
3. 日本卸電力取引所と電力ガス取引監視等委員会はどのような役割分担を行っているのか？